



# 包括支援センターだより

4月1日から

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)がスタート



## 総合事業とは

高齢者の多様な生活ニーズに応えるサービスを総合的に提供できるよう、地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを進めていくことを目的としています。



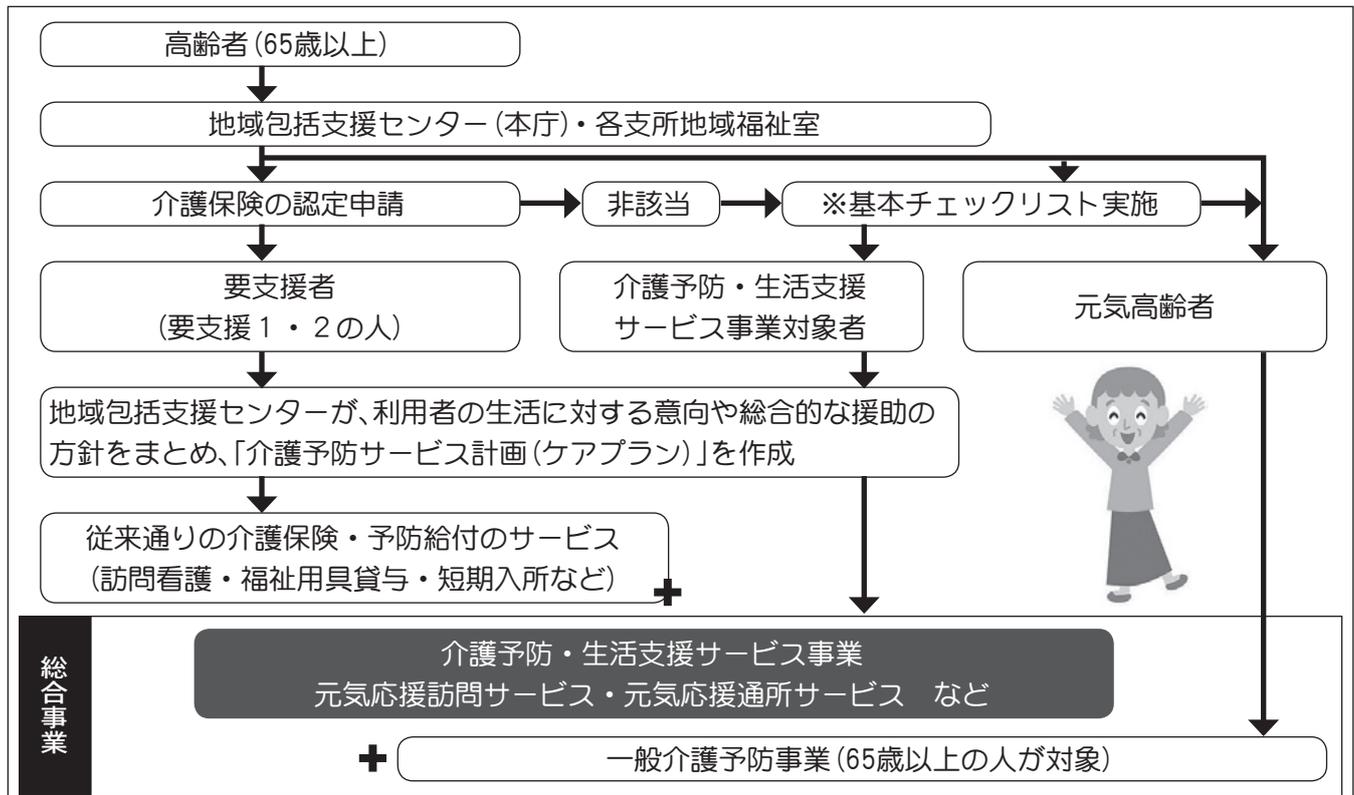
## 何かわかるの

介護保険法が改正され、要支援1・2の人に対するサービスのうち、訪問介護(ホームヘルプ)は「**元気応援訪問サービス**」、通所介護(デイサービス)は「**元気応援通所サービス**」と名称が変わり、市が行う総合事業へ移行します。

新しい制度に変わっても、サービス内容は今までと基本的には変更ありません。現在要支援1・2のサービス利用者については、それぞれの認定更新などに合わせて段階的に移行を進めていきます。また移行後も同じ介護支援専門員が引き続き担当します。

※要介護者(要介護1～5)の人は従来どおりの介護サービスが利用できます

## サービス利用の流れ



※基本チェックリストは、生活状況や健康状態を確認するための質問票です。実施した結果、生活機能の低下のおそれがある、今後の心配が大きいと判断された場合は、短期集中型(おおむね3～6か月)の通所型サービス、その他健康の維持・増進のための介護予防プログラムを利用することができますので、ご相談ください

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111(内線365)  
または各支所地域振興課地域福祉室